



許可番号 03755037382

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県丸亀市土器町北二丁目17番地  
氏 名 有限会社丸亀リサイクルプラザ  
取締役 三野輝男  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の5第1項~~

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成28年6月6日

許可の有効年月日 令和3年6月3日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。  
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成8年6月4日(当初許可)  
平成13年6月4日(更新許可)  
平成18年7月12日(更新許可)  
平成23年6月24日(更新許可)  
平成28年6月6日(更新許可)  
令和2年4月30日(代表者の変更による書換え交付)

5. 積替え許可の有無 存・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以 下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油

①揮発油類、灯油類又は軽油類

②次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3ジクロロプロペン、ベンゼン)

廃酸

①水素イオン濃度指数2. 0以下のもの。

②次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

廃アルカリ

①水素イオン濃度指数12. 5以上のもの。

②次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

感染性産業廃棄物

鉍さい

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)

廃石綿等

ばいじん

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)

燃え殻

次の物質を含むことのみにより有害なもの

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)

汚泥

次の物質を含むことのみにより有害なもの。

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)

以 上

以 下 余 白